



横浜市子供を虐待から守る条例 に基づく 令和4年度実施状況報告



令和5年9月15日
子ども青少年教育委員会
子ども青少年局

平成26年6月に制定された本条例に基づき、令和4年度の取組の実施状況を報告します。(15条)

1 横浜市の体制 (4条関係)

各区子ども家庭支援課に子ども家庭総合支援拠点を整備し、区役所と児童相談所の連携強化及び人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。(P. 2~4)

(1) 区役所及び児童相談所の職員の適正配置

- ・児童相談所に児童福祉司31人、児童心理司7人、一時保護所の保育士2人合計40人を増員
- ・区子ども家庭支援課における児童虐待対応等の機能強化のため、令和3年度10区に続いて8区で子ども家庭総合支援拠点を整備し、係長4人、社会福祉職7人、会計年度任用職員29人を増員

(2) 区役所と児童相談所の連携強化、人材育成のための研修

- ・区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実際を学ぶ実地研修の実施
- ・区子ども家庭支援課への児童精神科医師によるコンサルテーションの実施やスーパーバイザー派遣

2 市の責務 (4条関係)

市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化などに取り組みました。(P. 5~17)

(1) 子育て支援事業の充実

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問して情報提供等を行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」

(2) 児童虐待の予防・早期発見

- ・母子保健コーディネーターによる妊娠届時から産後4か月までの継続した支援
- ・妊娠等に悩む方々が電話やメールで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」
- ・妊娠・出産・育児期に支援が必要な方を早期に把握し、速やかに支援を開始するための「医療機関における情報提供書等を活用した情報提供」

(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援

- ・「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク (YMN)」での虐待事例の診断や連携等をテーマにした事例検討等

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化

- ・協議会の代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」や実務者会議「区虐待防止連絡会」の開催

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備

- ・精神科医による産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族向け「おやこの心の相談事業」を5区で実施

(6) 子供自身に対する権利主体であることの啓発及び相談先の情報提供

- ・子どもの権利や相談先に関する啓発動画を配信し、子ども本人からの相談先の周知

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化

- ・区子ども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議して対応

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施

- ・小・中学生等を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施
- ・重篤事例等検証委員会を開催し、令和2・3年度に発生した虐待による重篤及び死亡事例5例の検証を実施

3 市民の責務 (5条関係)・関係機関等の責務 (7条関係)

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の速やかな通告や、市民及び関係機関の責務として児童虐待防止に向けた取り組みが行われました。(P. 18~22)

- ・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取り組み

4 通告及び相談に係る対応等 (8条関係)

通告受理機関(児童相談所、区子ども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全確認を迅速に行うとともに、相談しやすい環境づくりに努めました。(P. 23~25)

- ・児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数(総数13,140件:区役所4,037件、児童相談所9,103件)
- ・よこはま子ども虐待ホットライン(24時間365日、フリーダイヤル)での相談・通告の受付(受付件数:3,183件)
- ・かながわ子ども家庭110番相談LINEでの相談の受付(受付件数:1,671件)



5 情報の共有等 (9条関係)

市及び関係機関は、それぞれが持つ情報を共有しながら、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、支援方法の確認や継続的な支援を行いました。(P. 26~27)

- ・児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有(4,903件)
- ・進行管理台帳への登録(4年度末5,591人) ・個別ケース検討会議の開催(1,856回開催)

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等 (10条関係)

関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の安全を図るための支援を行いました。(P. 28~30)

- ・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援(18か所55,078件)
- ・「施設等退所後児童アフターケア事業」の実施(居場所利用者708人)
- ・里親・ファミリーホームへの委託(4年度末委託児童数 里親102人、ファミリーホーム22人)

7 虐待を行った保護者への支援、指導等 (11条関係)

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。(P. 31~32)

- ・親子関係の再構築と子どもの家庭復帰のための「家族再統合事業」の実施
- ・児童虐待等の問題を抱える家庭への「養育支援家庭訪問事業」の実施
- ・医療機関委託による、保護者に対する「カウンセリング強化事業」の実施

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等 (12条関係)

健やかな妊娠と出産のため、妊婦健康診査や歯科健康診査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。(P. 33)

- ・妊婦健康診査費用補助券交付、妊婦歯科健康診査無料受診券交付による受診勧奨
- ・就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮した両親教室の土曜日開催の実施

9 子供虐待防止の啓発 (13条関係)

区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を拡充して実施しました。(P. 34~36)

- ・区民向けイベントでの啓発、講演会等の実施
- ・体罰等によらない子育てと子どもの権利を啓発する動画を配信し、インターネットやSNS、公共交通機関を活用した広報啓発を実施
- ・「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」の改訂と配布
- ・包括連携協定の取組の一環として、企業と連携したオレンジリボンキャンペーン等の実施

